

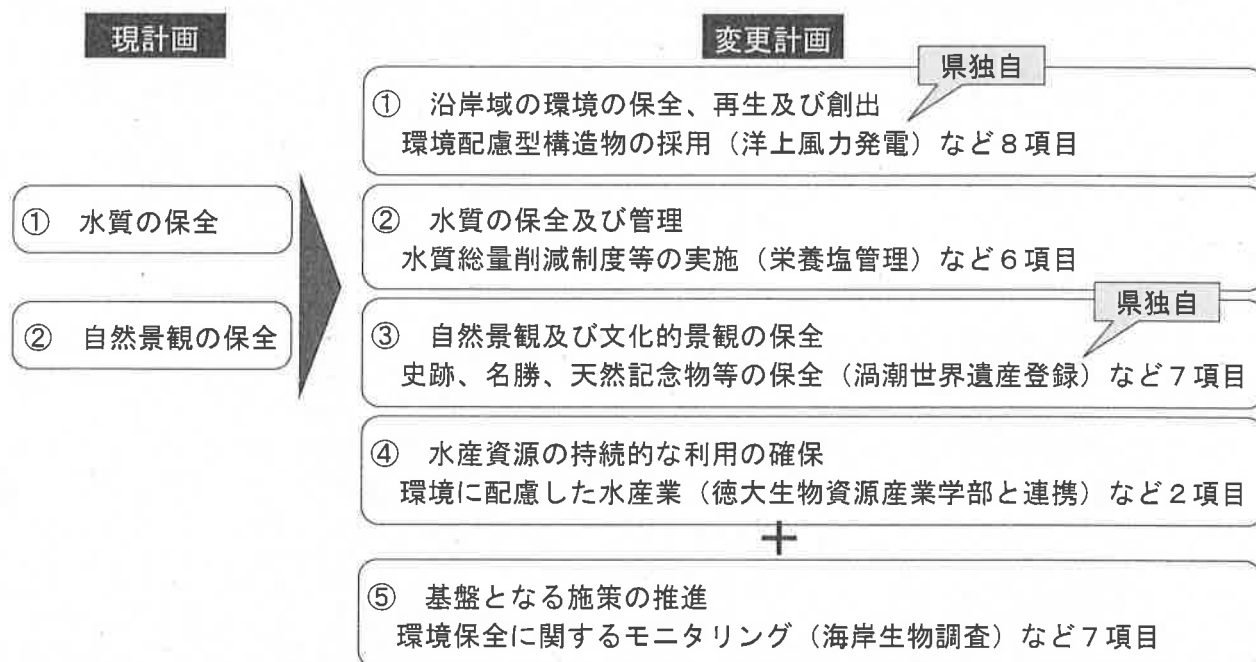
瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）について

1 趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法において瀬戸内海の環境の保全を図るため、国が基本となる計画（基本計画）を策定し、それに基づき関係各府県が「各府県計画」を策定することになっている。

県は、国の基本計画の変更に伴い、美しい景観の形成や生物の多様性・生産性の確保等、瀬戸内海を多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海（里海）」とするため、県計画の変更を行う。

2 計画の変更点及び施策の主な内容



計画の期間は概ね 10 年。5 年後に進捗状況等を確認し、必要に応じ見直しを実施。

3 計画の点検

計画の点検の際には、国の計画に示された指標や県の行動計画の数値等を用いて取組の状況を把握するものとする。

4 徳島の独自性

- 1 計画内容に「洋上風力発電」や「渦潮の世界遺産登録」を盛り込むとともに県が主体となって住民との協働による里海づくりを実施。
- 2 英語の概要版も作成し、HP 等で公開予定
- 3 計画に県独自のキャッチコピーを作成
～未来へつなぐ！とくしまの SATOUMI（里海）～



5 経過及び今後の予定

- 平成27年10月 湾灘協議会（播磨灘，紀伊水道）
- 平成28年2月 計画素案を議会報告、環境大臣事前協議
- 3月 パブリックコメント実施
- 7月 徳島県環境審議会答申
- 8月 環境大臣協議
- 11月 府県計画の変更